

公益社団法人愛媛県看護協会役員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県看護協会（以下「この法人」という。）定款第30条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬を支給する。

（1）常勤役員（この法人を主たる勤務場所とする者）報酬、賞与及び勤務手当

（2）非常勤役員（常勤以外の者）報酬

2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬等の額の算定方法）

第3条 役員の報酬については、総会の決議によって定められた総額の範囲内で支給するものとする。

2 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）報酬 別表1に定める額

（2）賞与 愛媛県が定める「期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則」に準じて算出される額

（3）退職手当 役員退職慰労金規程により算出される額

3 監事の報酬の額については、監事の協議により決定する。

4 非常勤理事に対する報酬の額は、出勤日に1人当たり10,000円及び会議（理事会・常務理事会・社員総会）に出席した場合日額として1人当たり3,000円を支給する。

5 非常勤監事（外部監事を除く）に対する報酬の額は、会議（理事会・常務理事会・社員総会）に出席した場合日額として1人当たり3,000円を支給する。

6 外部監事（非常勤）に対する報酬の額は、月額50,000円を上限とし、その範囲内で支給するものとする。

（報酬等の支給方法）

第4条 常勤役員に対する報酬等支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

（1）報酬 毎月21日

（2）賞与 毎年6月及び12月

（3）退職手当 役員退職慰労金規程により支払う

2 非常勤役員に対する報酬は、当該月の出勤日数分を翌月の7日に支給する。当該会議に出席した場合はその都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員及び非常勤役員には、通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、別表2に定める額とする。ただし、非常勤役員については出勤日数に応じて算定した額とする。

(報酬等の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その日の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円切り上げるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

この規程の改正は、令和6年6月15日から施行する。

別表 1（第 3 条第 2 項第 1 号関係）

役職名	報酬の額
常勤代表理事	月額 300,000 円
常勤理事	月額 280,000 円

別表 2（第 5 条関係）

1. 交通機関等利用者①

運賃等相当額	区 分	支 給 額
	45,000 円以下	運賃等相当額
	45,000 円超 60,000 円未満	$(\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}) \times (1/2) + 45,000 \text{ 円}$
	60,000 円以上	52,500 円

2. 交通用具使用者②

片道の距離	区 分	支 給 額
	2km 以上 5km 未満	2,500 円
	5km 以上 10km 未満	4,900 円
	10km 以上 15km 未満	8,100 円
	15km 以上 20km 未満	10,400 円
	20km 以上 25km 未満	12,700 円
	25km 以上 30km 未満	15,000 円
	30km 以上 35km 未満	17,300 円
	35km 以上 40km 未満	19,600 円
	40km 以上 45km 未満	21,900 円
	45km 以上 50km 未満	24,200 円
	50km 以上	33,400 円

（注）2 Km 未満については通勤手当は支給しない。

3. 交通機関等と交通用具との併用者

① ② 運賃等相当額と 支給額との合計	①と②の合計額	支 給 額
	45,000 円以下	合計額
	45,000 円超 60,000 円未満	$(\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}) \times (1/2) + 45,000 \text{ 円}$
	60,000 円以上	52,500 円